

平成 30 年 6 月 13 日作成

平成 30 年 10 月 2 日改正

鶴岡市長寿介護課

厚生労働大臣が定める回数を超えて利用する生活援助中心型訪問介護の取り扱いについて

1. 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護の生活援助を位置づける場合には、その必要性を居宅介護サービス計画に記載し、当該計画を鶴岡市へ提出する。(介護支援専門員)

<届け出が必要な 1 ヶ月あたりの訪問介護生活援助中心型サービス利用回数>

介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基準利用回数	27 回以上	34 回以上	43 回以上	38 回以上	31 回以上

(1) 提出期日

平成 30 年 10 月以降において、作成又は変更(軽微な変更を除く。)した当該サービスの利用計画が上記回数を超えた場合は翌月の末まで。

(2) 提出資料

① 鶴岡市生活援助中心型訪問介護の回数が多いケアプランの届出書・理由書

② アセスメントシート

③ 訪問介護計画書

④ 居宅介護サービス計画(利用者の同意を得て交付したもの)のうち

1 表、2 表、3 表、4 表、6 表、7 表及び 通常の利用回数を超えて生活援助中心型生活援助サービスを利用しなければならない理由がわかる記録(4 表に記載があれば不要)。

なお、居宅介護サービス計画に変更があった場合は、同様の資料を提出する。(軽微な変更は除く)

(3) 提出先

鶴岡市役所 長寿介護課 (連絡先 35-1277 内線 532)

2. 届け出られた居宅介護サービス計画を地域ケア会議等多職種で検討。(鶴岡市)

利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等について検討。

必要に応じて介護支援専門員へ是正を促す。

3. 居宅介護サービス計画に是正が必要な場合

市が居宅介護支援事業所の管理者宛てに送付した是正についての依頼文書を受け取った日から 3 か月以内には是正した居宅介護サービス計画書(1-(2)の提出資料に同じ。)を市に提出。

※「厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護の生活援助を位置づけた計画書」、提出された計画書のうち「是正についての依頼があった居宅介護サービス計画書」がそれぞれの期限に提出されない場合は、現地での確認を行う場合があります。